

電子申請・届出システムによる 電波法第5条に規定する欠格事由の記入方法 及び外資規制関連情報の提出方法

令和5年4月20日

総務省

目次

1. 電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく届出	3
2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出	20
3. 無線局免許（再免許）の申請	45
4. 合併・譲渡・相続等による免許人の地位の承継の申請	51
5. 特定基地局の開設計画の認定の申請	55
6. 定期報告（地上基幹放送局に限る）	56

1. 電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく届出

電子申請・届出システムを用いて「電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）附則第3条第1項の規定に基づく届出」を行う場合は、以下の要領により提出して下さい。

- 届出期間は令和5年4月20日（木）から同年10月19日（木）の6か月間です。
- 届出対象者は、令和5年4月20日時点で、以下の外資規制対象無線局を開設する免許人です。
- 複数の外資規制対象無線局の免許を有している免許人や複数の総合通信局等から免許を受けている免許人であっても、一回、届出することで足りません。無線局免許ごとに届出する必要はありません。
なお、複数の外資規制対象局の局種を開設している免許人は管轄する総合通信局等にお問い合わせください。
- 期日までに届出がない場合については、罰則が規定されていますので、ご注意ください。
- 次ページ以降に無線局の種別毎に提出方法を記載していますのでご参照下さい。

無線局の種別（外資規制対象局）	該当ページ
地上一般放送局、非常局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、海岸地球局、航空地球局、地球局（電気通信業務用等除く）、固定局（日本の在外公館に無線局の開設を認めない国の公館が開設する場合）	4
人工衛星局、宇宙局、衛星基幹放送局、	9
地上基幹放送局	15

1. 電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく届出

無線局の種別（外資規制対象局）

地上一般放送局、非常局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、海岸地球局、航空地球局、地球局（電気通信業務用等除く）、固定局（日本の在外公館に無線局の開設を認めない国の公館が開設する場合）

- 対象者は、令和5年4月20日時点で、上記無線局を開設する免許人です。
なお、無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号。以下「免許手続規則」という。）別表第二号第2の注21等に記載されているとおり、以下の法人又は団体は届出を要しません。
 - －国
 - －地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関（例：都道府県知事、市町村長、教育委員会など）並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）
 - －独立行政法人その他の議決権が存しない法人又は団体
 - －特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人）
- 以下の書類等をご準備の上、次ページに示すとおり提出下さい。
 - （1）届出書（「<https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/rfi2/index.htm>」からダウンロード）
※提出（アップロード）はExcel形式とする
 - （2）添付書類
 - ① 議決権の数の状況が分かる資料（株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書など）
 - ② 代表者が日本の国籍を有することを証する書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など）
（なお、代表者予定者の場合は、代表者就任承諾書の添付も必要です。）
 - ③ 役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など）

1. 電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく届出

1. メインメニュー

電子申請・届出システム
総務省 電波利用 電子申請・届出システム 1.2.1.1

メインメニュー

申請・届出を作成する操作方法を選んでください。

新規作成	新規に申請、届出を作成する場合はこちらを選んでください。	作成
作成中の申請を再開	申請、届出の作成の再開を行う場合はこちらを選んでください。	再開
過去の申請を流用して作成	既存の申請、届出を再利用して作成する場合はこちらを選んでください。	作成
ユーザ管理	新規ユーザ登録や委任状登録等を行う場合はこちらを選んでください。	ユーザ管理
その他	一括送信や補正後提出、追加別送、取下げ願、コードファイル最新化を行う場合はこちらを選んでください。	その他
キャンセル	申請、届出を中断する場合はこちらを選んでください。	キャンセル

手順1 新規作成の「作成」を押下

2. 申請種別選択

電子申請・届出システム
総務省 電波利用 電子申請・届出システム 1.2.1.1

申請種別選択

■ 申請種別選択

申請種別

申請区分

無線局の種類

実用化試験局
 無線局の承継届を同時に提出する

宛先

提出先

担当部課

文書番号

手順2 申請種別は「無線局申請」を選択

手順3 申請区分は「変更申請(届)」を選択

手順4 無線局の種別は免許を受けている種別を選択

手順5 提出する総合通信局等を選択

手順6 「OK」を押下

1. 電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく届出

電子申請・届出システム

総務省 電波利用 電子申請・届出システム 1.2.1.1

申請書

■ 申請書

宛先

提出先

担当部課

■ 申請者

自動入力 編集

住所 都道府県 - 市区町村コード
〒 ()

氏名又は名称
及び代表者氏名 (フリガナ)
(漢字)

■ 代理人情報

委任 委任しない 委任する(電子委任状を含む) 委任する(電子委任状を含まない)

■ 無線局に関する事項

・ 事項書情報

選択	無線局の種類	局数	識別信号	免許の番号
----	--------	----	------	-------

■ 備考

備考

手順7 追加を押下し「無線局事項書（別表第二号第2）」へ

1. 電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく届出

電子申請・届出システム
総務省 電波利用 電子申請・届出システム 1.2.1.1

申請書 > 無線局事項書 (別表第二号第2) -1(1/3ページ) 1 2 3(工事設計書)

無線局事項書(別表第二号第2)

1 免許の番号

免許の番号 第 号 [ヘルプ](#)

2 申請(届出)の区分

申請(届出)の区分 変更申請(届)

3 無線局の種類コード

無線局の種類コード 海岸局 補足

4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由

開設、継続開設又は変更を必要とする理由 [ヘルプ](#)

5~7 申請者情報

申請者コードを指定する [ヘルプ](#)

法人・団体・個人の別 法人 団体 個人

21 備考

備考 [ヘルプ](#)

転出先地方局

添付書類

[ヘルプ](#) [追加](#) [編集](#) [削除](#)

選択	書類種別	ファイル名	通信欄

手順8 「開設、継続開設又は変更を必要とする理由」欄は、リストから「その他の理由」を選択し、「電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項第1号の規定に基づく届出（法人番号〇〇〇〇）」と記入

手順9 「追加」を押下し、外資規制に関する証拠書類の提出へ

1. 電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく届出

電子申請・届出システム

総務省 電波利用 電子申請・届出システム 1.2.1.1

申請書 > 無線局事項書 (別表第二号第2) -1(2/3ページ) > 添付書類情報-1

■ 添付書類情報

書類種別 **必須** その他

添付ファイル名 **必須** 参照

通信欄(コメント) ヘルプ

キャンセル OK

手順10 書類種別は「その他」を選択

手順11 「参照」から事前に準備した書類をアップロード

手順12 「OK」を押下

1. 電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく届出

無線局の種別（外資規制対象局）

人工衛星局、宇宙局、衛星基幹放送局

- 人工衛星局又は宇宙局に係る対象者は、令和5年4月20日時点で、上記無線局を開設する免許人です。
なお、免許手続規則別表第二号第5の注41(2)等に記載されているとおり、以下の法人又は団体は届出を要しません。
 - －国
 - －地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関（例：都道府県知事、市町村長、教育委員会など）並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）
 - －独立行政法人その他の議決権が存しない法人又は団体
 - －特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人）

- 人工衛星局又は宇宙局に係る免許人は以下の書類等をご準備の上、次ページに示すとおり提出して下さい。
 - （1）届出書（「<https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/rfi2/index.htm>」からダウンロード）
※提出（アップロード）はExcel形式とする
 - （2）添付書類
 - ① 議決権の数の状況が分かる資料（株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書など）
 - ② 代表者が日本の国籍を有することを証する書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など）
（なお、代表者予定者の場合は、代表者就任承諾書の添付も必要です。）
 - ③ 役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など）

1. 電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく届出

無線局の種別（外資規制対象局）

人工衛星局、宇宙局、衛星基幹放送局

- 衛星基幹放送局に係る対象者は、令和5年4月20日時点で、上記無線局を開設する免許人です。
- 衛星基幹放送局の免許人は以下の書類をご準備の上、次ページ以降に示すとおり提出して下さい。
 - ・ 無線局免許手続別表第二号第5の「39 外国人等により占められる役員の割合」、「40 外国人等直接保有議決権割合」
 - ・ 注40の様式
 - ・ 注40に規定する日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本（※1）、本籍の記載のある住民票（※1）又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）、登記事項証明書（※2）（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）
 - ・ 注41の様式
 - ア 議決権の総数
 - イ 外資議決権比率に関する事項
 - ・ 注41に規定する内容を証する書類（例：株主分布状況表、株主名簿（全ての株主についての記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等）

※1 1年以内に発行されたものに限りです。

※2 登記事項証明書は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。

1. 電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく届出

1. メインメニュー



電子申請・届出システム 1.2.1.1

総務省 電波利用 電子申請・届出システム

メインメニュー

申請・届出を作成する操作方法を選んでください。

新規作成	新規に申請、届出を作成する場合はこちらを選んでください。	作成
作成中の申請を再開	申請、届出の作成の再開を行う場合はこちらを選んでください。	再開
過去の申請を流用して作成	既存の申請、届出を再利用して作成する場合はこちらを選んでください。	作成
ユーザ管理	新規ユーザ登録や委任状登録等を行う場合はこちらを選んでください。	ユーザ管理
その他	一括送信や補正後提出、追加別送、取下げ願、コードファイル最新化を行う場合はこちらを選んでください。	その他
キャンセル	申請、届出を中断する場合はこちらを選んでください。	キャンセル

手順1 新規作成の「作成」を押下

2. 申請種別選択



電子申請・届出システム 1.2.1.1

総務省 電波利用 電子申請・届出システム

申請種別選択

申請種別

申請区分

無線局の種類

実用化試験局
 無線局の承継届を同時に提出する

宛先

提出先

担当部課

文書番号

手順2 申請種別は「無線局申請」を選択

手順3 申請区分は「変更申請(届)」を選択

手順4 無線局の種別は免許を受けている種別を選択

手順5 提出する総合通信局等を選択

手順6 「OK」を押下

1. 電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく届出

電子申請・届出システム

総務省 電波利用 電子申請・届出システム 1.2.1.1

申請書

申請書

宛先

提出先

担当部課

申請者

住所 都道府県 - 市区町村コード
〒 ()

氏名又は名称
及び代表者氏名 (フリガナ)
(漢 字)

代理人情報

委任 委任しない 委任する(電子委任状を含む) 委任する(電子委任状を含まない)

無線局に関する事項

事項書情報

選択	無線局の種類	周波	識別信号	免許の番号
----	--------	----	------	-------

備考

備考

手順7 「追加」を押下し「無線局事項書（別表第二号第5）」へ

1. 電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく届出

The screenshot shows a web application interface for submitting a radio station application. The title bar indicates '総務省 電波利用 電子申請・届出システム' and '1.2.1.1'. The breadcrumb trail is '申請書 > 無線局事項書 (別表第二号第5) -1(1/3ページ)'. The main heading is '無線局事項書 (別表第二号第5)'. The form is divided into several sections: '無線局情報' (Radio Station Information) with a license number field; '2 申請(届出)の区分' (2. Application/Registration Category) with a dropdown menu; '3 無線局の種類コード' (3. Radio Station Type Code) with a dropdown menu; '4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由' (4. Reason for Establishment, Continuation, or Change) with a dropdown menu and a highlighted text input field; '31 備考' (31. Remarks) with a text input field; and '添付書類' (Attachments) with a table and a highlighted '追加' (Add) button. The bottom of the page has navigation buttons: 'キャンセル', '前ページ', '次ページ', '変更項目', '一時終了', and 'OK'.

手順8 「開設、継続開設又は変更を必要とする理由」欄は、リストから「その他の理由」を選択し、人工衛星局又は宇宙局にあつては、「電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項第1号の規定に基づく届出（法人番号〇〇〇〇）」と、衛星基幹放送局にあつては、「電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項第3号の規定に基づく届出（法人番号〇〇〇〇）」と記入

手順9 「追加」を押下し、書類の提出へ

1. 電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく届出

電子申請・届出システム

総務省 電波利用 電子申請・届出システム 1.2.1.1

申請書 > 無線局事項書 (別表第二号第5) -1(2/3ページ) > 添付書類情報-1

■ 添付書類情報

書類種別 必須

添付ファイル名 必須 参照

通信欄(コメント) ヘルプ

キャンセル OK

手順10 書類種別は「その他」を選択

手順11 「参照」から、人工衛星局及び宇宙局はP9、衛星基幹放送局はP10の事前に準備した書類をアップロード

手順12 「OK」を押下

1. 電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく届出

無線局の種別（外資規制対象局）

地上基幹放送局

- 対象者は、令和5年4月20日時点で、上記無線局を開設する免許人です。（※1）
※ 受信障害対策中継放送に係る届出方法については、管轄の総合通信局にお問い合わせください。
- 以下の書類をご準備の上、次ページ以降に示すとおり提出して下さい。
 - ・ 無線局免許手続別表第二号第1の「33 特定役員の氏名又は名称」、「34 外国人等直接保有議決権割合」及び「35 外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」（コミュニティ放送においては、「35」は不要です。）
 - ・ 注30の様式
 - ・ 注30に規定する日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本（※2）、本籍の記載のある住民票（※2）又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）、登記事項証明書（※3）（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）
 - ・ 注31の様式
 - ア 議決権の総数
 - イ 外資議決権比率に関する事項（（ア）又は（イ）のいずれか）
 - （ア） コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の地上基幹放送局に係る申請の場合
 - （イ） コミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合
 - ・ 注31に規定する内容を証する書類（例：株主分布状況表、株主名簿（全ての株主についての記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等）

※2 1年以内に発行されたものに限りです。

※3 登記事項証明書は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。

1. 電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく届出

1. メインメニュー

電子申請・届出システム 1.2.1.1

総務省 電波利用 電子申請・届出システム

メインメニュー

申請・届出を作成する操作方法を選んでください。

新規作成	新規に申請、届出を作成する場合はこちらを選んでください。	作成
作成中の申請を再開	申請、届出の作成の再開を行う場合はこちらを選んでください。	再開
過去の申請を流用して作成	既存の申請、届出を再利用して作成する場合はこちらを選んでください。	作成
ユーザ管理	新規ユーザ登録や委任状登録等を行う場合はこちらを選んでください。	ユーザ管理
その他	一括送信や補正後提出、追加別送、取下げ願、コードファイル最新化を行う場合はこちらを選んでください。	その他
キャンセル	申請、届出を中断する場合はこちらを選んでください。	キャンセル

手順1 新規作成の「作成」を押下

2. 申請種別選択

電子申請・届出システム 1.2.2.0

総務省 電波利用 電子申請・届出システム

申請種別選択

申請種別 **必須** 無線局申請

申請区分 **必須** 変更申請(届)

無線局の種類 **必須** BC 特定地上基幹放送局

実用化試験局
 無線局の承認届を同時に提出する

宛先 **必須** 関東総合通信局長

提出先 **必須** 関東総合通信局

担当部課 放送部放送課

文書番号 ヘルプ

キャンセル OK

手順2 申請種別は「無線局申請」を選択

手順3 申請区分は「変更申請(届)」を選択

手順4 無線局の種別は免許を受けている種別を選択

手順5 提出する総合通信局、提出先、担当部課を選択

手順6 「OK」を押下

1. 電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく届出

申請書

申請書

宛先 必須 関東総合通信局長

提出先 必須 関東総合通信局

担当部課 放送部放送課

申請者 必須

住所 都道府県 - 市区町村コード
〒 ()

・事項書情報 必須 ヘルプ

追加 編集 複製 削除 手続設定

選択	無線局の種類	周波数	識別信号	免許の番号
----	--------	-----	------	-------

備考

備考 ヘルプ

手順7 必須項目を入力

手順8 「追加」を押下し「無線局事項書（別表第二号第1）」へ

1. 電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく届出

総務省 電波利用 電子申請・届出システム 1.2.2.0

申請書 > 無線局事項書 (別表第二号第1) -1(1/4ページ) 1 2 3 4(工事設計書)

無線局事項書(別表第二号第1)

■ 無線局情報

1 免許の番号 第 号

■ 2 申請 (届出) の区分

申請 (届出) の区分

■ 3 無線局の種類コード

無線局の種類コード
補足

■ 4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由

開設、継続開設又は変更を必要とする理由 ヘルプ

■ 32 通信の相手方

通信の相手方 テンプレート ヘルプ

■ 添付書類

選択	書類種別	ファイル名	通信欄
----	------	-------	-----

手順9 必須項目を入力

手順10 地上基幹放送局（コミュニティ放送を除く。）は「開設、継続開設又は変更を必要とする理由」欄は、リストから「その他の理由」を選択し、「電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項第2号の規定に基づく届出（法人番号〇〇〇〇）」と記入
コミュニティ放送は「開設、継続開設又は変更を必要とする理由」欄は、リストから「その他の理由」を選択し、「電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項第3号の規定に基づく届出（法人番号〇〇〇〇）」と記入

手順11 「追加」を押下し、書類の提出へ

1. 電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づく届出

総務省 電波利用 電子申請・届出システム 1.2.1.1

申請書 > > 無線局事項書 (別表第二号第1) -1(3/4ページ) > 添付書類情報-1

■ 添付書類情報

書類種別	必須	<input type="text"/>
添付ファイル名	必須	<input type="text"/> 参照
通信欄(コメント)		<input type="text"/> ヘルプ

キャンセル OK

手順12 書類種別は「その他」を選択

手順13 「参照」からP15の事前に準備した書類をアップロード

手順14 「通信欄 (コメント)」欄に、必要があれば、添付したファイルの概要を記載

手順15 「OK」を押下

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

法人又は団体は、代表者や役員構成が変更となったり、外資比率等に変更があった場合の届出が必要です。電子申請・届出システムを用いて「電波法（昭和25年法律第131号）第9条第5項第1号（工事設計書等の変更）又は第17条第2項第1号（変更等の許可等）に基づく届出」を行う場合は、以下の要領により提出して下さい。

- 複数の外資規制対象無線局の免許を有している免許人や複数の総合通信局等から免許を受けている免許人であっても一回、届出することで足りません。無線局免許ごとに届出する必要はありません。なお、複数の外資規制対象局の局種を開設している免許人は管轄する総合通信局等にお問い合わせください。
- 届出がない場合については、罰則が規定されていますので、ご注意ください。
- 次ページ以降に無線局の種別毎に提出方法を記載していますのでご参照下さい。

無線局の種別（外資規制対象局）	該当ページ
地上一般放送局、非常局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、海岸地球局、航空地球局、地球局（電気通信業務用等除く）、固定局（日本の在外公館に無線局の開設を認めない国の公館が開設する場合）	21
人工衛星局、宇宙局	27
衛星基幹放送局	33
地上基幹放送局	39

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

無線局の種別（外資規制対象局）

地上一般放送局、非常局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、海岸地球局、航空地球局、地球局（電気通信業務用等除く）、固定局（日本の在外公館に無線局の開設を認めない国の公館が開設する場合）

■ 対象者は、上記無線局を開設する免許人又は予備免許を受けている者であって、次の変更があった者です。

	一般無線局	
代表者	▶ 代表者の氏名又は名称に変更があったとき	
役員割合	▶ 外国人等に占められる役員の割合が ① 30%未満の事業者： 30%以上となったとき ② 30%以上1/3未満の事業者： 役員の変更があったとき	
議決権割合	(外国人等直接保有議決権割合)	
	① 30%未満	・ 30%以上となったとき
	② 30%以上1/3未満	・ 0.1%以上の増減があったとき ・ 30%未満となったとき ・ 1/3以上となったとき

なお、免許手続規則別表第二号第2の注21等に記載されているとおり、以下の法人又は団体は届出を要しません。

- － 国
- － 地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関（例：都道府県知事、市町村長、教育委員会など）並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）
- － 独立行政法人その他の議決権が存しない法人又は団体
- － 特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人）

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

■ 以下の書類等をご準備の上、次ページに示すとおり提出して下さい。

(1) 外資規制に関する様式（「<https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/rfi2/index.htm>」からダウンロード）

※提出（アップロード）はExcel形式とする

(2) 添付書類

変更があった事項についてのみ、以下の添付書類のうち必要なものを添付して下さい。

- ① 議決権の数の状況が分かる資料（株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書など）
- ② 代表者が日本の国籍を有することを証する書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など）
（なお、代表者予定者の場合は、代表者就任承諾書の添付も必要です。）
- ③ 役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など）

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

1. メインメニュー

電子申請・届出システム 1.2.1.1

総務省 電波利用 電子申請・届出システム

メインメニュー

申請・届出を作成する操作方法を選んでください。

新規作成	新規に申請、届出を作成する場合はこちらを選んでください。	作成
作成中の申請を再開	申請、届出の作成の再開を行う場合はこちらを選んでください。	再開
過去の申請を流用して作成	既存の申請、届出を再利用して作成する場合はこちらを選んでください。	作成
ユーザ管理	新規ユーザ登録や委任状登録等を行う場合はこちらを選んでください。	ユーザ管理
その他	一括送信や補正後提出、追加別送、取下げ願、コードファイル最新化を行う場合はこちらを選んでください。	その他
キャンセル	申請、届出を中断する場合はこちらを選んでください。	キャンセル

手順1 新規作成の「作成」を押下

2. 申請種別選択

電子申請・届出システム 1.2.1.1

総務省 電波利用 電子申請・届出システム

申請種別選択

申請種別 **必須** 無線局申請

申請区分 **必須** 変更申請 (届)

無線局の種類 **必須** FC 海洋局

実用化試験局

無線局の承継届を同時に提出する

宛先 **必須** 関東総合通信局長

提出先

担当部課 無線通信部航空海上課

文書番号

手順2 申請種別は「無線局申請」を選択

手順3 申請区分は電波法第9条第5項第1号の規定に基づく変更の場合は「変更申請 (届)」を選択、電波法第17条第2項第1号に基づく届出の場合は「予備免許中の変更申請 (届)」を選択

手順4 無線局の種類は免許又は予備免許を受けている種別を選択

手順5 提出する総合通信局等を選択

手順6 「OK」を押下

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

電子申請・届出システム 1.2.1.1

総務省 電波利用 電子申請・届出システム

申請書

宛先

提出先

担当部課

申請者

住所 都道府県 - 市区町村コード
〒 ()

氏名又は名称
及び代表者氏名
(フリガナ)
(漢 字)

代理人情報

委任 委任しない 委任する(電子委任状を含む) 委任する(電子委任状を含まない)

無線局に関する事項

事項書情報

選択	無線局の種類	周波	識別信号	免許の番号

備考

備考

手順7 「追加」を押下し「無線局事項書（別表第二号第2）」へ

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

電子申請・届出システム 1.2.1.1

総務省 電波利用 電子申請・届出システム

申請書 > 無線局事項書 (別表第二号第2) -1(1/3ページ) 1 2 3(工事設計書)

無線局事項書(別表第二号第2)

■ 1 免許の番号

免許の番号 第 号 [ヘルプ](#)

■ 2 申請(届出)の区分

申請(届出)の区分

■ 3 無線局の種類コード

無線局の種類コード
補足

■ 4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由

開設、継続開設又は変更を必要とする理由 [ヘルプ](#)

■ 5~7 申請者情報 必須

申請者コードを指定する [ヘルプ](#)

法人・団体・個人の別 法人 団体 個人

[編集](#) [申請書から複写](#)

■ 21 備考

備考 [ヘルプ](#)

転出先地方局

■ 添付書類 [ヘルプ](#)

[追加](#) [編集](#) [削除](#) [↑](#) [↓](#)

選択	書類種別	ファイル名	通信欄
----	------	-------	-----

手順8 「開設、継続開設又は変更を必要とする理由」欄は、リストから「その他の理由」を選択し、「電波法第9条第5項第1号に基づく変更届出(法人番号〇〇〇〇)」又は「電波法第17条第2項第1号に基づく変更届出(法人番号〇〇〇〇)」と記入

手順9 「追加」を押下し、外資規制に関する証拠書類の提出へ

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

電子申請・届出システム

総務省 電波利用 電子申請・届出システム 1.2.1.1

申請書 > 無線局事項書 (別表第二号第2) -1(2/3ページ) > 添付書類情報-1

■ 添付書類情報

書類種別	必須	その他
添付ファイル名	必須	<input type="text"/> 参照
通信欄(コメント)		<input type="text"/> ヘルプ

キャンセル OK

手順10 書類種別は「その他」を選択

手順11 「参照」から事前に準備した書類をアップロード

別紙(1)をアップロードした場合は、「通信欄 (コメント) 」に「議決権に関する事項」と、別紙(2)をアップロードした場合は、同欄に、「役員に関する事項」と、それぞれ記載。別紙(1)及び別紙(2)をアップロードした場合は両方を記載すること。

手順12 「OK」を押下

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

無線局の種別（外資規制対象局）

人工衛星局、宇宙局

- 対象者は、上記無線局を開設する免許人又は予備免許を受けている者であって、次の変更があった者です。

	一般無線局			
代表者	▶ 代表者の氏名又は名称に変更があったとき			
役員割合	▶ 外国人等に占められる役員割合が ① 30%未満の事業者： 30%以上となったとき ② 30%以上1/3未満の事業者： 役員の変更があったとき			
議決権割合	(外国人等直接保有議決権割合)			
	<table border="1"> <tr> <td>① 30%未満</td> <td>・ 30%以上となったとき</td> </tr> <tr> <td>② 30%以上1/3未満</td> <td>・ 0.1%以上の増減があったとき ・ 30%未満となったとき ・ 1/3以上となったとき</td> </tr> </table>	① 30%未満	・ 30%以上となったとき	② 30%以上1/3未満
① 30%未満	・ 30%以上となったとき			
② 30%以上1/3未満	・ 0.1%以上の増減があったとき ・ 30%未満となったとき ・ 1/3以上となったとき			

なお、免許手続規則別表第二号第5の注41(2)等に記載されているとおり、以下の法人又は団体は届出を要しません。

- － 国
- － 地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関（例：都道府県知事、市町村長、教育委員会など）並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）
- － 独立行政法人その他の議決権が存しない法人又は団体
- － 特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人）

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

- 以下の書類等をご準備の上、次ページに示すとおり提出して下さい。
 - (1) 外資規制に関する様式（「<https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/rfi2/index.htm>」からダウンロード）
 - ※提出（アップロード）はExcel形式とする
 - (2) 添付書類
変更があった事項についてのみ、以下の添付書類のうち必要なものを添付して下さい。
 - ① 議決権の数の状況が分かる資料（株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書など）
 - ② 代表者が日本の国籍を有することを証する書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など）
（なお、代表者予定者の場合は、代表者就任承諾書の添付も必要です。）
 - ③ 役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など）

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

1. メインメニュー

The screenshot shows the 'Main Menu' (メインメニュー) page. At the top, it says '申請・届出を作成する操作方法を選んでください。' (Please select the operation method for creating applications and reports). Below this is a table with six rows, each representing a different function. The '作成' (Create) button in the first row is highlighted with a red box.

機能	説明	ボタン
新規作成	新規に申請、届出を作成する場合はこちらを選んでください。	作成
作成中の申請を再開	申請、届出の作成の再開を行う場合はこちらを選んでください。	再開
過去の申請を流用して作成	既存の申請、届出を再利用して作成する場合はこちらを選んでください。	作成
ユーザ管理	新規ユーザ登録や委任状登録等を行う場合はこちらを選んでください。	ユーザ管理
その他	一括送信や補正後提出、追加別送、取下げ願、コードファイル最新化を行う場合はこちらを選んでください。	その他
キャンセル	申請、届出を中断する場合はこちらを選んでください。	キャンセル

手順1 新規作成の「作成」を押下

2. 申請種別選択

The screenshot shows the 'Application Type Selection' (申請種別選択) page. It contains several form fields for selecting application details. The 'OK' button at the bottom right is highlighted with a red box.

申請種別選択

■ 申請種別選択

申請種別

申請区分

無線局の種類

実用化試験局
 無線局の承継届を同時に提出する

宛先

提出先

担当部課

文書番号

手順2 申請種別は「無線局申請」を選択

手順3 申請区分は電波法第9条第5項第1号の規定に基づく変更の場合は「予備免許中の変更申請(届)」を選択、電波法第17条第2項第1号に基づく届出の場合は「変更申請(届)」を選択

手順4 無線局の種類は免許又は予備免許を受けている種別を選択

手順5 提出する総合通信局等を選択

手順6 「OK」を押下

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

電子申請・届出システム 1.2.1.1

申請書

申請書

宛先 必須 関東総合通信局長

提出先

担当部課 無線通信部航空海上課

申請者 必須

自動入力 編集

住所 都道府県 - 市区町村コード
〒 ()

氏名又は名称
及び代表者氏名 (フリガナ)
(漢 字)

代理人情報

委任 委任しない 委任する(電子委任状を含む) 委任する(電子委任状を含まない)

無線局に関する事項

事項書情報 必須 ヘルプ

追加 編集 複製 削除 手続設定 ▲ ▼

選択	無線局の種別	局数	識別信号	免許の番号
----	--------	----	------	-------

備考

備考 ヘルプ

手順7 「追加」を押下し「無線局事項書（別表第二号第5）」へ

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

電子申請・届出システム 1.2.1.1

申請書 > 無線局事項書 (別表第二号第5) -1(1/3ページ) 1 2 3(工事設計書)

無線局事項書 (別表第二号第5)

■ 無線局情報

1 免許の番号 第 号

■ 2 申請(届出)の区分

申請(届出)の区分

■ 3 無線局の種類コード

無線局の種類コード
補足

■ 4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由

開設、継続開設又は変更を必要とする理由

■ 31 備考

備考

転出先地方局

■ 添付書類

選択	書類種別	ファイル名	通信欄

手順8 「開設、継続開設又は変更を必要とする理由」欄は、リストから「その他の理由」を選択し、「電波法第9条第5項第1号に基づく変更届出(法人番号〇〇〇〇)」又は「電波法第17条第2項第1号に基づく変更届出(法人番号〇〇〇〇)」と記入

手順9 「追加」を押下し、外資規制に関する証拠書類の提出へ

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

電子申請・届出システム

総務省 電波利用 電子申請・届出システム 1.2.1.1

申請書 > 無線局事項書 (別表第二号第5) -1(2/3ページ) > 添付書類情報-1

■ 添付書類情報

書類種別

添付ファイル名 参照

通信欄(コメント) ヘルプ

キャンセル OK

手順10 書類種別は「その他」を選択

手順11 「参照」から事前に準備した書類をアップロード

手順12 「通信欄 (コメント) 」に「外国人等により占められる
役員の割合 ○○%」と、別表第二号第5の注41(2)
に該当する事項をアップロードした場合は、同欄に、「外国
人等直接保有議決権割合 ○○% 」と、それぞれ記載。

手順13 「OK」を押下

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

無線局の種別（外資規制対象局）

衛星基幹放送局

- 衛星基幹放送局の対象者は、上記無線局を開設する免許人又は予備免許を受けている者であって、次の変更があった者です。

代表者	▶ 代表者の氏名又は名称に変更があったとき	
役員割合	▶ 外国人等に占められる役員の割合に変更があったとき	
外国人等直接保有議決権割合	変更前	変更後
	① 15%未満	・ 変更後の外国人等直接保有議決権割合が15%以上となったとき
	② 15%以上30%未満	・ 1%以上の増加があったとき ・ 変更後の外国人等直接保有議決権割合が30%以上となったとき
③ 30%以上1/3未満	・ 0.1%以上の増加があったとき ・ 変更後の外国人等直接保有議決権割合が1/3以上となったとき	

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

無線局の種別（外資規制対象局）

衛星基幹放送局

- 変更内容に応じて、以下の書類をご準備の上、次ページ以降に示すとおり提出して下さい。

【代表者の氏名又は名称又は役員に変更があったとき】

- ・ 無線局免許手続別表第二号第5の「39 外国人等により占められる役員の割合」（※1）
- ・ 注40の様式（※2）
- ・ 注40に規定する日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本（※3）、本籍の記載のある住民票（※3）又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）、登記事項証明書（※4）（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）

【外国人等直接保有議決権割合に欠格事由に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものに該当しない変更があったとき】

- ・ 無線局免許手続別表第二号第5の「40 外国人等直接保有議決権割合」
- ・ 注41の様式（※2）
 - ア 議決権の総数
 - イ 外資議決権比率に関する事項
- ・ 注41に規定する内容を証する書類（例：株主分布状況表、株主名簿（全ての株主についての記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等）

- ※1 「<https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/index.htm>」においてダウンロードできます。
- ※2 「<https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/rfi/index.htm>」においてダウンロードできます。
- ※3 1年以内に発行されたものに限りです。
- ※4 登記事項証明書は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

1. メインメニュー

機能	説明	ボタン
新規作成	新規に申請、届出を作成する場合はこちらを選んでください。	作成
作成中の申請を再開	申請、届出の作成の再開を行う場合はこちらを選んでください。	再開
過去の申請を流用して作成	既存の申請、届出を再利用して作成する場合はこちらを選んでください。	作成
ユーザ管理	新規ユーザ登録や委任状登録等を行う場合はこちらを選んでください。	ユーザ管理
その他	一括送信や補正後提出、追加別送、取下げ願、コードファイル最新化を行う場合はこちらを選んでください。	その他
キャンセル	申請、届出を中断する場合はこちらを選んでください。	キャンセル

手順1 新規作成の「作成」を押下

2. 申請種別選択

■ 申請種別選択

申請種別	必須	無線局申請
申請区分	必須	変更申請(届)
無線局の種類	必須	EV 衛星基幹放送局
		<input type="checkbox"/> 実用化試験局
		<input type="checkbox"/> 無線局の承継届を同時に提出する
宛先	必須	関東総合通信局長
提出先	必須	関東総合通信局
担当部課		放送部放送課

手順2 申請種別は「無線局申請」を選択

手順3 申請区分は電波法第9条第5項第2号の規定に基づく変更の場合は「予備免許中の変更申請(届)」を選択、電波法第17条第2項第2号に基づく届出の場合は「変更申請(届)」を選択

手順4 無線局の種類は免許又は予備免許を受けている種別を選択

手順5 提出する総合通信局等を選択

手順6 「OK」を押下

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

申請書

宛先 **必須** 関東総合通信局長

提出先 **必須** 関東総合通信局

担当部課 放送部放送課

申請者 **必須** 自動入力 編集

住所 都道府県 - 市区町村コード
〒 ()

無線局に関する事項

・ 事項書情報 **必須** ヘルプ

追加 編集 複製 削除 手続設定 ▲ ▼

選択	無線局の種別	局数	識別信号	免許の番号
----	--------	----	------	-------

備考

備考 ヘルプ

手順7 宛先等必要事項を記入

手順8 「事項書情報」の「追加」を押下し「無線局事項書（別表第二号第5）」へ

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

無線局事項書（別表第二号第5）

■ 無線局情報

1 免許の番号 号

■ 2 申請(届出)の区分

申請(届出)の区分 変更申請(届)

■ 3 無線局の種類コード

無線局の種類コード 衛星基幹放送局

■ 4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由

開設、継続開設又は変更を必要とする理由

■ 添付書類

選択	書類種別	ファイル名	通信欄

手順9 免許の番号等必要事項を記入

手順10 「開設、継続開設又は変更を必要とする理由」欄は、リストから「その他の理由」を選択し、「電波法第9条第5項第2号に基づく変更届出（法人番号〇〇〇〇）」又は「電波法第17条第2項第2号に基づく変更届出（法人番号〇〇〇〇）」と記入

手順11 「添付書類」欄の「追加」を押下し、書類の提出へ

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

電子申請・届出システム

総務省 電波利用 電子申請・届出システム 1.2.1.1

申請書 > 無線局事項書 (別表第二号第5) -1(2/3ページ) > 添付書類情報-1

■ 添付書類情報

書類種別 必須

添付ファイル名 必須 参照

通信欄(コメント) ヘルプ

キャンセル OK

手順12 書類種別は「その他」を選択

手順13 「参照」からP34の事前に準備した書類をアップロード

手順14 「通信欄 (コメント) 」に、必要があれば、添付したファイルの概要を記載。

手順15 「OK」を押下

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

無線局の種別（外資規制対象局）

地上基幹放送局

- 地上基幹放送局の対象者は、上記無線局を開設する免許人又は予備免許を受けている者であって、次の変更があった者です。

特定役員の氏名又は名称	▶ 注30の様式の内容が変更になったとき	
外国人等直接議決権割合又は外国人等中間議決権割合	変更前	変更後
	① 5%未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人等直接議決権割合又は外国人等直接議決権割合と外国人等間接議決権割合とを合計した割合が5%以上となったとき
	② 5%以上15%未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1%以上の増加があったとき ・ 外国人等直接議決権割合又は外国人等直接議決権割合と外国人等間接議決権割合とを合計した割合が15%以上となったとき
	③ 15%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0.1%以上の増加があったとき ・ 外国人等直接議決権割合又は外国人等直接議決権割合と外国人等間接議決権割合とを合計した割合が5分の1以上となったとき
	④ 名義書換拒否又は議決権制限が行われている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更届出が必要です。

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

無線局の種別（外資規制対象局）

地上基幹放送局

- 変更の内容に応じて、以下の書類をご準備の上、次ページ以降に示すとおり提出して下さい。
- 親局だけではなく中継局も有している免許人にとっては、基幹放送の種類ごとに、親局についてのみ届出を行えばよいこととします。中継局については、一括して届出が行われたものとみなします（手順9のとおり、備考欄に「一括して行うものである」旨の記載を行ってください。）。

【特定役員の氏名又は名称に変更があったとき】

- ・ 無線局免許手続別表第二号第1の「33 特定役員の氏名又は名称」（※1）
- ・ 注30の様式（※2）
- ・ 注30に規定する日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本（※3）、本籍の記載のある住民票（※3）又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）、登記事項証明書（※4）（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にとってはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）

【外国人等直接保有議決権割合又は外国人等直接議決権割合と外国人等間接議決権割合とを合計した割合に欠格事由に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものに該当しない変更があったとき】

- ・ 無線局免許手続別表第二号第1の「34 外国人等直接保有議決権割合」及び「35 外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」（コミュニティ放送においては、「35」は不要です。）（※1）
- ・ 注31の様式（※2）
 - ア 議決権の総数
 - イ 外資議決権比率に関する事項（（ア）又は（イ）のいずれか）
 - （ア） コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の地上基幹放送局に係る申請の場合
 - （イ） コミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合
- ・ 注31に規定する内容を証する書類（例：株主分布状況表、株主名簿（全ての株主についての記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等）

※1 [「https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/index.htm」](https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/index.htm)においてダウンロードできます。

※2 [「https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/rfi/index.htm」](https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/rfi/index.htm)においてダウンロードできます。

※3 1年以内に発行されたものに限りです。

※4 登記事項証明書は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

1. メインメニュー

The screenshot shows the 'Main Menu' (メインメニュー) page. At the top, it says '申請・届出を作成する操作方法を選んでください。' (Please select the operation method for creating applications and reports). Below this is a table with six rows, each representing a different function. The '作成' (Create) button for the '新規作成' (New Creation) row is highlighted with a red box.

機能	説明	ボタン
新規作成	新規に申請、届出を作成する場合はこちらを選んでください。	作成
作成中の申請を再開	申請、届出の作成の再開を行う場合はこちらを選んでください。	再開
過去の申請を流用して作成	既存の申請、届出を再利用して作成する場合はこちらを選んでください。	作成
ユーザ管理	新規ユーザ登録や委任状登録等を行う場合はこちらを選んでください。	ユーザ管理
その他	一括送信や補正後提出、追加別送、取下げ願、コードファイル最新化を行う場合はこちらを選んでください。	その他
キャンセル	申請、届出を中断する場合はこちらを選んでください。	キャンセル

手順1 新規作成の「作成」を押下

2. 申請種別選択

The screenshot shows the 'Application Type Selection' (申請種別選択) page. It contains several dropdown menus and checkboxes for selecting application details. The 'OK' button at the bottom right is highlighted with a red box.

申請種別選択

■ 申請種別選択

申請種別

申請区分

無線局の種類

実用化試験局
 無線局の承継届を同時に提出する

宛先

提出先

担当部課

文書番号

手順2 申請種別は「無線局申請」を選択

手順3 申請区分は電波法第9条第5項第2号の規定に基づく変更の場合は「予備免許中の変更申請（届）」を選択、電波法第17条第2項第2号に基づく届出の場合は「変更申請（届）」を選択

手順4 無線局の種類は免許又は予備免許を受けている種別を選択

手順5 提出する総合通信局等を選択

手順6 「OK」を押下

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

申請書

■ 申請書

宛先 **必須** 関東総合通信局長

提出先 **必須** 関東総合通信局

担当部課 放送部放送課

■ 申請者 **必須**

住所 都道府県 - 市区町村コード
〒 ()

・ 事項書情報 **必須** ヘルプ

追加 編集 複製 削除 手続設定

選択	無線局の種類	局数	識別信号	免許の番号
----	--------	----	------	-------

■ 備考

備考 ヘルプ

手順7 必須項目を入力

手順8 「追加」を押下し「無線局事項書（別表第二号第1）」へ

手順9 親局だけではなく中継局も有している免許人にとっては、備考欄に以下の旨を入力

「本件届出は、当社所属の特定地上基幹放送局（高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。）の全局（〇局）について一括して行うものである。」

「本件届出は、当社所属の特定地上基幹放送局（中波放送）の全局（〇局）について一括して行うものである。」

「本件届出は、当社所属の特定地上基幹放送局（超短波放送）の全局（〇局）について一括して行うものである。」

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

総務省 電波利用 電子申請・届出システム 1.2.2.0

申請書 > 無線局事項書 (別表第二号第1) -1(1/4ページ) 1 2 3 4(工事設計書)

無線局事項書(別表第二号第1)

- 無線局情報

1 免許の番号 必須 第 号

- 2 申請 (届出) の区分

申請 (届出) の区分

- 3 無線局の種類コード

無線局の種類コード
補足

- 4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由

開設、継続開設又は変更を必要とする理由 必須

- 32 通信の相手方

通信の相手方

- 添付書類

選択	書類種別	ファイル名	通信欄
----	------	-------	-----

手順10 必須項目を入力

手順11 親局の免許番号を記入

手順12 「開設、継続開設又は変更を必要とする理由」欄は、リストから「その他の理由」を選択し、「電波法第9条第5項第2号に基づく変更届出 (法人番号〇〇〇〇)」又は「電波法第17条第2項第2号に基づく変更届出 (法人番号〇〇〇〇)」と記入

手順13 「追加」を押下し、書類の提出へ

2. 外資規制関連情報の変更に伴う届出

電子申請・届出システム

総務省 電波利用 電子申請・届出システム 1.2.1.1

申請書 > 無線局事項書 (別表第二号第5) -1(2/3ページ) > 添付書類情報-1

■ 添付書類情報

書類種別 必須

添付ファイル名 必須 参照

通信欄(コメント) ヘルプ

キャンセル OK

手順14 書類種別は「その他」を選択

手順15 「参照」からP40の事前に準備した書類をアップロード

手順16 「通信欄 (コメント) 」に「通信欄 (コメント) 」に、必要があれば、添付したファイルの概要を記載。

手順17 「OK」を押下

3. 無線局免許（再免許）の申請

電波法に係る外資規制の実効性を確保するため、電波法第5条に規定する欠格事由のそれぞれに該当しないことについて、具体的に確認したことを申告する文言の記入及び外国性に関する事項の提出が必要です。

電子申請・届出システムを用いて「無線局免許（再免許）の申請」を行う場合は、以下の要領により提出して下さい。

- 外資規制対象・非対象に関わらず全ての申請者が対象です。
- 申請書の備考欄等において、電波法に規定する欠格事由のそれぞれに該当しないことについて、具体的に確認したことを申告する文言を記入することが必要です。また、外資規制対象の無線局の場合は、外資規制関連の資料の添付が必要です。記入や添付書類がない場合については、「書類不備」としてお返しすることもありますので、ご注意下さい。

※外資規制対象の無線局の申請の際に添付が必要な場合がある様式は、以下からダウンロードできます。提出の際はExcel形式のままアップロードください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/rfi2/index.htm>

- 以下の分類毎に提出方法を記載していますのでご参照下さい。

分類	該当ページ
外資規制の非対象となる無線局の申請	46
外資規制の対象となる無線局の申請（電波法第5条第4項以外のもの）	47
外資規制の対象となる無線局の申請（電波法第5条第4項のもの（基幹放送局（衛星基幹放送局、受信障害対策中継放送及び移動受信用地上基幹放送をするもの以外）））	49

3. 無線局免許（再免許）の申請

■ 外資規制の非対象となる無線局の申請

申請書

■ 電波法第5条に規定する欠格事由 必須

欠格事由	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
------	--

手順1 「電波法第5条に規定する欠格事由」の「有・無」を選択（欠格事由への抵触がない場合は「無」を選択）

申請書

手数料合計額	0	円
手数料納付方法	電子納付	
備考	<input type="text"/> ヘルプ	

手順2 申請に係る無線局が電波法第5条第2項の各号のいずれかに該当する場合（外資規制の適用対象とならない場合）は、以下の例文を参考に、「備考」に電波法に基づく過去の処分歴の有無についてのみ記載

【記載例】

・処分歴等（電波法第5条第3項）：無

3. 無線局免許（再免許）の申請

■ 外資規制の対象となる無線局の申請（電波法第5条第4項以外のもの） ※ 受信障害対策中継放送に係る申請方法については、管轄の総合通信局にお問い合わせください。

申請書

■ 電波法第5条に規定する欠格事由 2/24

欠格事由 有 無

申請書

手数料合計額 0 円

手数料納付方法 電子納付

備考

手順1 「電波法第5条に規定する欠格事由」の「有・無」を選択（欠格事由への抵触がない場合は「無」を選択）

手順2 申請に係る無線局が電波法第5条第2項各号に該当しない場合（外資規制の適用対象の場合）は、「備考」に以下の例文を参考に記載。

【個人の場合の記載例】

以下の事項について、欠格事由に該当するものではありません。

- ・ 国籍等（電波法第5条第1項）
- ・ 処分歴等（同条第3項）

【法人又は団体の場合の記載例】

（法人番号〇〇〇〇）

以下の事項について、欠格事由に該当するものではありません。

- ・ 国籍等（電波法第5条第1項）
- ・ 代表者及び役員割合（同項第4号）
- ・ 処分歴等（同条第3項）

3. 無線局免許（再免許）の申請



手順3 「追加」を押下し「無線局事項書（別表第二号第2）」又は「無線局事項書（別表第二号第5）」へ

手順4 電波法第5条第1項の該当要件に係る申請者（法人又は団体）に限り、添付書類の「追加」を押下し、外資規制に関する証拠書類の提出へ

なお、添付書類の添付を省略する場合は、上記「備考」に以下を記載（※）

「無線局事項書の外国性に関する事項(無線局免許手続規則別表第二号第2「21 議決権及び役員に関する事項」又は別表第二号第5「39 外国人等により占められる役員の割合」及び「40 外国人等直接保有議決権割合」)について、申請をしようとする免許又は再免許に係る当該事項に変更がないため、当該事項の記載並びに別紙及び添付書類の提出を省略します。」

手順5 書類種別は「その他」を選択

手順6 「参照」から外資規制に関する様式（Excel形式）及び以下の添付書類のうち必要なものをアップロード

- ① 議決権の数の状況が分かる資料（株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書など）
- ② 代表者が日本の国籍を有することを証する書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など）
（なお、代表者予定者の場合は、代表者就任承諾書の添付も必要です。）
- ③ 役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など）

手順7 ①無線局事項書（別表第二号第2）の場合

別紙(1)をアップロードした場合は、「通信欄（コメント）」に「議決権に関する事項」と、別紙(2)をアップロードした場合は、同欄に、「役員に関する事項」と、それぞれ記載。別紙(1)及び別紙(2)をアップロードした場合は両方を記載すること。

②無線局事項書（別表第二号第5）の場合

別表第二号第5の注40(2)ア及びイに該当する事項をアップロードした場合は、「通信欄（コメント）」に、「外国人等により占められる役員の割合 ○○%」と、別表第二号第5の注41(2)に該当する事項をアップロードした場合は、同欄に、「外国人等直接保有議決権割合 ○○%」と、それぞれ記載。

手順8 「OK」を押下

3. 無線局免許（再免許）の申請

■ 外資規制の対象となる無線局の申請（電波法第5条第4項のもの（基幹放送局（衛星基幹放送局、受信障害対策中継放送及び移動受信用地上基幹放送をするもの以外）））

申請書

■ 電波法第5条に規定する欠格事由 25/26

欠格事由 有 無

手順1 「電波法第5条に規定する欠格事由」の「有・無」を選択（欠格事由への抵触がない場合は「無」を選択）

申請書

手数料合計額	0	円
手数料納付方法	電子納付	

備考

手順2 申請に係る無線局が電波法第5条第2項各号に該当しない場合（外資規制の適用対象の場合）は、「備考」に以下の例文を参考に記載。

【個人の場合の記載例】

以下の事項について、欠格事由に該当するものではありません。

- ・ 国籍等（電波法第5条第1項）
- ・ 処分歴等（同条第3項）

【法人又は団体の場合の記載例】

（法人番号〇〇〇〇）

以下の事項について、欠格事由に該当するものではありません。

- ・ 国籍等（電波法第5条第4項第1号）
- ・ 処分歴等（同項第1号）
- ・ 特定役員（同項第2号）
- ・ 議決権の割合（同項第2号及び第3号）
- ・ 役員の処分歴等（同項第4号）

3. 無線局免許（再免許）の申請

■ 無線局に関する事項

事項書情報 ヘルプ

追加 編集 削除 印刷

選択 無線局の種類 局級 識別番号 希望する免許の有効期間

総務省 電波利用 電子申請・届出システム 1.2.0.0

申請書 > 無線局事項書(別表第二号第2) -1(1/3ページ) 1.2 国土交通社

無線局事項書(別表第二号第1)

■ 1 免許の番号

■ 添付書類 ヘルプ

追加 編集 削除

選択 書類種別 ファイル名 添付情報

総務省 電波利用 電子申請・届出システム 1.2.0.0

申請書 > 無線局事項書(別表第二号第2) -1(2/3ページ) > 添付書類情報-1

■ 添付書類情報

書類種別

添付ファイル名 参照

添付情報(コメント) ヘルプ

手順3 「追加」を押下し「無線局事項書（別表第二号第1）」へ

手順4 電波法第5条第4項の該当要件に係る申請者（法人又は団体）に限り、添付書類の「追加」を押下し、外資規制に関する証拠書類の提出へ

なお、中継局等の申請において書類の添付を省略する場合は、「23 備考」の「備考」欄に以下のとおり記載

「無線局事項書の「33 特定役員の氏名又は名称」、「34 外国人等直接保有議決権割合」及び「35 外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合）」について、〇〇DTVと同一であるため、当該事項の記載並びに別紙及び証拠書類の提出を省略します。」

手順5 書類種別は「その他」を選択

手順6 「参照」から下記の外資規制に関する書類のうち必要なものをアップロード

手順7 「OK」を押下

【添付が必要な外資規制に関する書類】

- 事項書「33 特定役員の氏名又は名称」、「34 外国人等直接保有議決権割合」及び「35 外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」（コミュニティ放送は35は不要です。）
- 注30の様式
- 注30に規定する日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本（※1）、本籍の記載のある住民票（※1）又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）、登記事項証明書（※2）（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）
- 注31の様式
 - ア 議決権の総数
 - イ 外資議決権比率に関する事項（（ア）又は（イ）のいずれか）
 - （ア） コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の地上基幹放送局に係る申請の場合
 - （イ） コミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合
- 注31に規定する内容を証する書類（例：株主分布状況表、株主名簿（全ての株主についての記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等）

※1 1年以内に発行されたものに限りです。

※2 登記事項証明書は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。

4. 合併・譲渡・相続等による免許人の地位の承継の申請

電波法に係る外資規制の実効性を確保するため、電波法第5条に規定する欠格事由のそれぞれに該当しないことについて、具体的に確認したことを申告する文言の記入及び外国性に関する事項の提出が必要です。

電子申請・届出システムを用いて「合併・譲渡・相続等による免許人の地位の承継の申請」を行う場合は、以下の要領により提出して下さい。

- 外資規制対象・非対象に関わらず全ての申請者が対象です。
- 申請書の備考欄等において、電波法に規定する欠格事由のそれぞれに該当しないことについて、具体的に確認したことを申告する文言を記入することが必要です。また、外資規制対象の無線局の場合は、外資規制関連の資料の添付※が必要です。記入や添付書類がない場合については、「書類不備」としてお返しすることもありますので、ご注意ください。

※外資規制対象の無線局の申請の際に添付が必要な場合がある様式は、以下からダウンロードできます。提出の際はExcel形式のままアップロードください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/rfi2/index.htm>

- 変更申請（届）又は予備免許中の変更申請（届）で無線局の承継届を同時に提出する場合も同様です。
- 以下の分類毎に提出方法を記載してありますのでご参照下さい。

分類	該当ページ
外資規制の非対象となる無線局の申請	52
外資規制の対象となる無線局の申請（電波法第5条第4項以外のもの）	53
外資規制の対象となる無線局の申請（電波法第5条第4項のもの（基幹放送局（衛星基幹放送局、受信障害対策中継放送及び移動受信用地上基幹放送をするもの以外）））	54

4. 合併・譲渡・相続等による免許人の地位の承継の申請

■ 外資規制の非対象となる無線局の申請

合併・譲渡・相続等による免許人の地位の承継の申請

■ 電波法第5条に規定する欠格事由 必須

有 無

手順1 「電波法第5条に規定する欠格事由」の「有・無」を選択
(欠格事由への抵触がない場合は「無」を選択)

合併・譲渡・相続等による免許人の地位の承継の申請

■ 通信欄

通信欄 ヘルプ

手順2 申請に係る無線局が電波法第5条第2項の各号のいずれかに該当する場合（外資規制の適用対象とならない場合は、以下の例文を参考に、「通信欄」に電波法に基づく過去の処分歴の有無についてのみ記載

【記載例】

・処分歴等（電波法第5条第3項）：無

4. 合併・譲渡・相続等による免許人の地位の承継の申請

■ 外資規制の対象となる無線局の申請（電波法第5条第4項以外のもの）

合併・譲渡・相続等による免許人の地位の承継の申請

■ 電波法第5条に規定する欠格事由 必須

有 無

合併・譲渡・相続等による免許人の地位の承継の申請

■ 通信欄

通信欄 ヘルプ

■ 添付書類

無線局免許手続規則第20条の2に関する手続

免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面

相続人が2人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

・ 添付書類 ヘルプ

追加 編集 削除

選択	書類種別	ファイル名	通信欄

電子申請・届出システム 1.2.0.0

合併・譲渡・相続等による免許人の地位の承継の申請 > 添付書類情報-1

■ 添付書類情報

書類種別	<small>必須</small>	
ファイル名	<small>必須</small>	参照
通信欄(コメント)		ヘルプ

手順1 「電波法第5条に規定する欠格事由」の「有・無」を選択（欠格事由への抵触がない場合は「無」を選択）

手順2 申請に係る無線局が電波法第5条第2項各号に該当しない場合（外資規制の適用対象の場合）は、「通信欄」に以下の例文を参考に記載

【個人の場合の記載例】

以下の事項について、欠格事由に該当するものではありません。

- ・ 国籍等（電波法第5条第1項）
- ・ 処分歴等（同条第3項）

【法人又は団体の場合の記載例】

（法人番号〇〇〇〇）

以下の事項について、欠格事由に該当するものではありません。

- ・ 国籍等（電波法第5条第1項）
- ・ 代表者及び役員割合（同項第4号）
- ・ 処分歴等（同条第3項）

手順3 電波法第5条第1項の該当要件に係る申請者（法人又は団体）に限り、添付書類の「追加」を押下し、外資規制に関する証拠書類の提出へ

手順4 書類種別は「その他」を選択

手順5 「参照」から外資規制に関する様式（Excel形式）及び以下の添付書類のうち必要なものをアップロード

- ① 議決権の数の状況が分かる資料（株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書など）
- ② 代表者が日本の国籍を有することを証する書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など）（なお、代表者予定者の場合は、代表者就任承諾書の添付も必要です。）
- ③ 役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など）

手順6 ①無線局事項書（別表第二号第2）の場合
別紙(1)をアップロードした場合は、「通信欄（コメント）」に「議決権に関する事項」と、別紙(2)をアップロードした場合は、同欄に、「役員に関する事項」と、それぞれ記載。別紙(1)及び別紙(2)をアップロードした場合は両方を記載すること。
②無線局事項書（別表第二号第5）の場合
別表第二号第5の注40(2)ア及びイに該当する事項をアップロードした場合は、「通信欄（コメント）」に、「外国人等により占められる役員割合 ○○%」と、別表第二号第5の注41(2)に該当する事項をアップロードした場合は、同欄に、「外国人等直接保有議決権割合 ○○%」と、それぞれ記載。

手順7 「OK」を押下

4. 合併・譲渡・相続等による免許人の地位の承継の申請

■ 外資規制の対象となる無線局の申請（電波法第5条第4項のもの（基幹放送局（衛星基幹放送局、受信障害対策中継放送及び移動受信用地上基幹放送をするもの以外）））

合併・譲渡・相続等による免許人の地位の承継の申請

■ 電波法第5条に規定する欠格事由 有 無

合併・譲渡・相続等による免許人の地位の承継の申請

■ 通信欄

通信欄

■ 添付書類

無線局免許手続規則第20条の2に関する手続

免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面

相続人が2人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

・ 添付書類

選択	書類種別	ファイル名	通信欄

電子申請・届出システム

総務省 電波利用 電子申請・届出システム 1.2.0.0

合併・譲渡・相続等による免許人の地位の承継の申請 > 添付書類情報-1

■ 添付書類情報

書類種別

ファイル名

通信欄(コメント)

手順1 「電波法第5条に規定する欠格事由」の「有・無」を選択（欠格事由への抵触がない場合は「無」を選択）

手順2 申請に係る無線局が電波法第5条第4項各号に該当しない場合（外資規制の適用対象の場合）は、「通信欄」に以下の例文を参考に記載

【個人の場合の記載例】

以下の事項について、欠格事由に該当するものではありません。

- ・ 国籍等（電波法第5条第1項）
- ・ 処分歴等（同条第3項）

【法人又は団体の場合の記載例】

（法人番号〇〇〇〇）

以下の事項について、欠格事由に該当するものではありません。

- ・ 国籍等（電波法第5条第4項第1号）
- ・ 処分歴等（同項第1号）
- ・ 特定役員（同項第2号）
- ・ 議決権の割合（同項第2号及び第3号）
- ・ 役員の出分歴等（同項第4号）

手順3 電波法第5条第4項の該当要件に係る申請者（法人又は団体）に限り、添付書類の「追加」を押下し、外資規制に関する証拠書類の提出へ

手順4 書類種別は「その他」を選択

手順5 「参照」から外資規制に関する様式（Excel形式）及び以下の添付書類のうち必要なものをアップロード（P50を参照願います。）

手順6 「OK」を押下

5. 特定基地局の開設計画の認定の申請

電波法に係る外資規制の実効性を確保するため、電波法第5条に規定する欠格事由のそれぞれに該当しないことについて、具体的に確認したことを申告する文言の記入及び外国性に関する事項の提出が必要です。
電子申請・届出システムを用いて「特定基地局の開設計画の認定の申請」を行う場合は、以下の要領により提出して下さい。

- 特定基地局の開設計画の認定（電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局）の申請者が対象です。
- 申請書の備考欄等において、電波法に規定する欠格事由のそれぞれに該当しないことについて、具体的に確認したことを申告する文言を記入することが必要です。

特定基地局の開設計画の認定の申請

番号 令和 年 総務省告示 第 号

欠格事由に関する事項 有 無

手順1 「欠格事由に関する事項」に「有・無」を選択
（欠格事由への抵触がない場合は「無」を選択）

特定基地局の開設計画の認定の申請

番号 令和 年 総務省告示 第 号

欠格事由に関する事項 有 無

特定基地局開設計画

手順2 「特定基地局開設計画」に以下の例文を参考に処分歴（電波法第5条第3項）の該当の有無について記載

【記載例】
処分歴等（電波法第5条第3項）に該当するものではありません。

6. 定期報告

無線局の種別（外資規制対象局）

地上基幹放送局

- 地上基幹放送局の対象者は、上記無線局を開設する免許人です（受信障害対策中継放送及び移動受信用地上基幹放送をするものを除きます。）。
- 以下の書類をご準備の上、次ページに示すとおり提出して下さい。
 - ・ 電波法施行規則別表第五号の四「外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書」
 - ・ 無線局免許手続別表第二号第1の「34 外国人等直接保有議決権割合」又は「35 外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」（コミュニティ放送においては、「35」は不要です。）
 - ・ 注31の様式
 - ア 議決権の総数
 - イ 外資議決権比率に関する事項（（ア）又は（イ）のいずれか）
 - （ア） コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の地上基幹放送局に係る申請の場合
 - （イ） コミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合
 - ・ 注31に規定する内容を証する書類（例：株主分布状況表、株主名簿（全ての株主についての記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等）

6. 定期報告

1. メインメニュー

電子申請・届出システム 1.2.1.1

メインメニュー

申請・届出を作成する操作方法を選んでください。

新規作成	新規に申請、届出を作成する場合はこちらを選んでください。	作成
作成中の申請を再開	申請、届出の作成の再開を行う場合はこちらを選んでください。	再開
過去の申請を流用して作成	既存の申請、届出を再利用して作成する場合はこちらを選んでください。	作成
ユーザ管理	新規ユーザ登録や委任状登録等を行う場合はこちらを選んでください。	ユーザ管理
その他	一括送信や補正後提出、追加別送、取下げ願、コードファイル最新化を行う場合はこちらを選んでください。	その他
キャンセル	申請、届出を中断する場合はこちらを選んでください。	キャンセル

手順1 新規作成の「作成」を押下

2. 申請種別選択

電子申請・届出システム 1.2.2.0

申請種別選択

申請種別

申請区分

無線局の種類

無線局の種類 実用化試験局
 無線局の承継届を同時に提出する

宛先

提出先

担当部課

文書番号 ヘルプ

キャンセル OK

手順2 申請種別は「無線局申請」を選択

手順3 申請区分は「変更申請（届）」を選択

手順4 無線局の種類は免許を受けている種別を選択

手順5 提出する総合通信局等を選択

手順6 「OK」を押下

6. 定期報告

申請書

■ 申請書

宛先 **必須** 関東総合通信局長

提出先 **必須** 関東総合通信局

担当部課 放送部放送課

■ 申請者 **必須**

住所 都道府県 - 市区町村コード
〒 ()

自動入力 編集

・ 事項書情報 **必須** ヘルプ

追加 編集 複製 削除 手続設定 ▲ ▼

選択	無線局の種類	周波数	識別信号	免許の番号
----	--------	-----	------	-------

■ 備考

備考 ヘルプ

手順7 必須項目を入力

手順8 「追加」を押下し「無線局事項書（別表第二号第1）」へ

6. 定期報告

総務省 電波利用 電子申請・届出システム 1.2.2.0

申請書 > 無線局事項書 (別表第二号第1) -1(1/4ページ) 1 2 3 4(工事設計書)

無線局事項書(別表第二号第1)

- 無線局情報
- 2 申請 (届出) の区分
- 3 無線局の種類コード
- 4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由
- 32 通信の相手方
- 添付書類

1 免許の番号 号

申請 (届出) の区分

無線局の種類コード 特定地上基幹放送局
補足

開設、継続開設又は変更を必要とする理由 ヘルプ

通信の相手方 テンプレート ヘルプ

添付書類 ヘルプ 追加 編集 削除

選択	書類種別	ファイル名	通信欄
----	------	-------	-----

キャンセル 前ページ 次ページ 変更項目 一時終了 OK

手順9 必須項目を入力

手順10 「開設、継続開設又は変更を必要とする理由」欄は、リストから「その他の理由」を選択し、「電波法第80条の2に基づく定期報告書の提出 (法人番号〇〇〇〇)」と記入

手順11 「追加」を押下し、外資規制に関する証拠書類の提出へ

6. 定期報告

電子申請・届出システム 1.2.1.1

申請書 > 無線局事項書 (別表第二号第5) -1(2/3ページ) > 添付書類情報-1

■ 添付書類情報

書類種別	必須	<input type="text"/>
添付ファイル名	必須	<input type="text"/> <input type="button" value="参照"/>
通信欄(コメント)		<input type="text"/> <input type="button" value="ヘルプ"/>

手順10 書類種別は「その他」を選択

手順11 「参照」からP56の事前に準備した書類をアップロード

手順12 「通信欄 (コメント) 」に「通信欄 (コメント) 」に、必要があれば、添付したファイルの概要を記載。

手順13 「OK」を押下